

【 資 料 】

1 沖縄21世紀ビジョン、基本計画、実施計画等の全体構成

沖縄21世紀ビジョン（H22.3月策定）

県民が望む将来像と克服すべき固有課題

- ・県民全体で共有する沖縄の将来像
- ・県民が望む「5つの将来像」、克服すべき「4つの固有課題」を明示

沖縄21世紀ビジョン基本計画（H24.5月策定）（H29.5月改定）

将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の基本方向

- ・県が主体的に策定する初めての総合計画
- ・沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興計画」としての性格
- ・自立、交流、貢献を指針とし、我が国の発展に寄与する**新生沖縄**を創造するとともに、自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく**再生沖縄**に取り組むことを目標
- ・施策展開の効果的な推進のため「2つの基軸」を設定
 - 「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」
 - 「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」
- ・優しい社会と強い経済の好循環関係を構築
- ・将来像ごとに体系化し、36の基本施策及び121の施策展開を明示
- ・平成33年度における沖縄の人口及び社会経済の展望値を設定

沖縄21世紀ビジョン実施計画

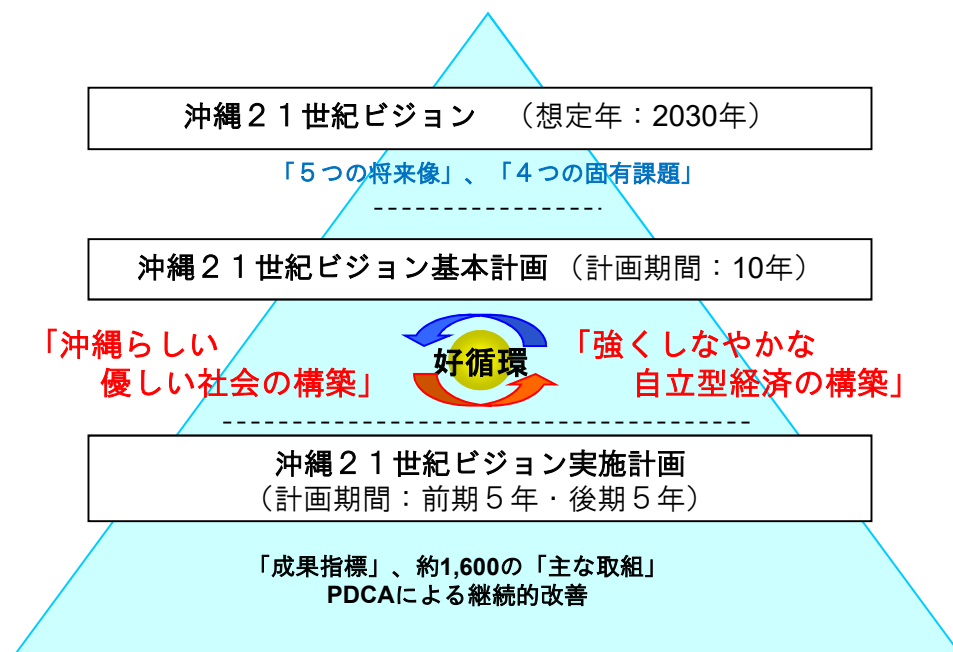
基本計画で掲げた施策ごとの具体的な取組や成果指標等

- ・基本計画を推進するアクションプラン
- ・基本施策の「目的」や「目標とする姿」を明示
- ・基本計画を推進するため、約1,600の具体的な取組や、取組により得られる効果を表す成果指標を明示
- ・「成果指標」を用いた施策効果の検証や、各施策に係る取組の継続的な改善を図るためPDCAサイクルを確立し、計画の着実な推進を図る

個別計画

環境、福祉、観光、産業、教育等の各分野別の計画

- ・特定分野のきめ細やかな施策展開を明らかにし、基本計画、実施計画を補完する個別計画
- ・持続的人口増加や健康長寿復活など、将来を見据えた長期計画



2 「沖縄21世紀ビジョン」の概要

「沖縄21世紀ビジョン」とは、平成22年3月に沖縄県が策定した初めての長期構想で、県民の参画と協働のもとに将来(2030年を目途)のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性を明らかにしたものです。

(1) 基本理念

21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、
“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。

(2) 県民が望む将来の姿(目指すべき5つの将来像)

【将来像1】 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

- ・温暖な気候とゆったりとした時間の流れの中で暮らせる沖縄
- ・青い海、白い砂浜と自然海岸線が続き、サンゴ礁によりイノー(礁池)の穏やかさが守られている沖縄
- ・多様な生物、亜熱帯の花や緑が島の美しさを引き立てる、自然に囲まれた沖縄
- ・沖縄らしい自然や風景を求め観光客が訪れ、物心両面での豊かさをもたらしている沖縄
- ・最先端の地球温暖化対策などの環境モデル地域を形成し、世界的にも注目を集めるエコアイランド沖縄
- ・暮らしの中に息づいている伝統文化・行事などが世界中で活躍するウチナーンチュの誇りの源となっている沖縄
- ・伝統文化の継承に加え、多様性を受け入れ、新たな文化を創造している沖縄

【将来像2】 心豊かで安全・安心に暮らせる島

- ・誰もが生きがいをもち、十分な医療や福祉が受けられる沖縄
- ・癒しの風土や健康長寿を支える食文化が世界中に発信されている沖縄
- ・安心して子どもを産み育て、十分な教育を受けさせることができる沖縄
- ・子どもたちを「島の宝」として大切にし、希望と喜びに満ち、健やかに育てられる沖縄
- ・性別、年齢、障がいの有無に関係なく、あらゆる場所で活躍できる沖縄
- ・安くて便利な公共交通機関の利用により交通渋滞が解消され、事故のない安全な沖縄
- ・島々では、それぞれの環境と伝統を尊重し、島特有の暮らしが守られている沖縄
- ・ユイマールなど「沖縄の心」が受け継がれ、人の和、地域の和を大切にしている沖縄
- ・地域社会の一体感を醸成し、共助・共創型の安全・安心社会が実現している沖縄

【将来像3】 希望と活力にあふれる豊かな島

- ・心の豊かさだけでなく、経済的な豊さも実感できる沖縄
- ・地場産品が沖縄ブランドとして広く認知され、持続可能な発展を支えている沖縄
- ・亜熱帯性気候を生かした農林水産業が盛んで、観光産業等と連携した総合的な産業として展開されており、域内で経済がうまく循環している沖縄
- ・日本とアジア・太平洋地域との架け橋として交通ネットワークが整備され、物流・情報・金融の拠点が形成されている沖縄
- ・科学技術の拠点として新たな産業が興り、自立的な経済社会が形成されている沖縄
- ・働く意欲と能力があればふさわしい仕事が見つかる、安定した雇用環境が整備されている沖縄
- ・大規模な米軍基地の返還が実現し、基地返還跡地を活用し平和で豊かに暮らせる沖縄
- ・基地問題がなくなっている沖縄
- ・南北を縦断する鉄軌道等の新たな公共交通システムを幹線として、路線バスコミュニティバスが走っている沖縄

【将来像4】 世界に開かれた交流と共生の島

- ・「沖縄の心」で日本とアジア双方の発展に貢献している沖縄
- ・沖縄独自の国際交流の蓄積が、開放的で国際色豊かな風土として息づいている沖縄
- ・異文化を受け入れる寛容性やホスピタリティあふれる「沖縄の心」を受け継いでいる沖縄
- ・地理的特性を活かして、ヒト・モノ・文化など多様な交流が盛んな沖縄
- ・沖縄科学技術大学院大学を核として 研究機関が集積し、研究成果を活かした新産業が創出されている沖縄
- ・国益・地球益に寄与する地域として、世界の島しょ地域における環境、防災技術の発信など国際貢献を進めている沖縄
- ・平和を愛する「沖縄の心」が世界からも注目され、世界平和に関わる国連機関などの集積にもつながっている沖縄

【将来像5】 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

- ・「人材こそが最大の資源」との考えを共有している沖縄
- ・家庭と地域が連携して、幼い頃より躰や道徳など人間教育を行い、心豊かな人間を育てている沖縄
- ・地域の自然や歴史、伝統、文化を 伝え、地域を大切に、誇らしく思う人間を育てている沖縄
- ・充実した教育環境の下、子どもたちが 地域への誇りを持ち、大きな夢と目標を抱いて生き生きと学んでいる沖縄
- ・学力や進学率など教育水準は高く、語学教育が充実している沖縄
- ・高校卒業までに二カ国語以上が話せるような 教育により、世界で活躍できる人材を輩出している沖縄
- ・誰もが、いつからでも、学びたい時に学べる環境が整い、学べる喜びをいつまでも享受している沖縄
- ・県民一人ひとりが個性と能力を存分に発揮し、生きがいを実感し続けている沖縄

(3) 克服すべき沖縄の固有課題

沖縄には、自然的、地理的、歴史的な特性等から派生してきた固有の課題が存在します。県民が求める5つの将来像の実現のためには、これら沖縄の固有課題の解決を図る必要がある。

(1) 大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

⇒ 基地返還に伴う環境浄化や地権者の負担軽減、跡地利用を円滑に進める制度の創設 等

(2) 離島の新たな展開

⇒ 生活環境基盤の充実強化、離島が持つ総合力の発揮、我が国の領空・領海・排他的経済水域 (EEZ) を保全している離島の新たな展開 等

(3) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

⇒ 移動・輸送に係るコスト軽減、国内外の交通・物流ネットワークの拡充、鉄軌道など新たな公共交通システムの導入 等

(4) 沖縄における地域主権と道州制のあり方

⇒ 国と地方の役割分担の見直し、沖縄単独州のあり方の検討 等

3 沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策体系

沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現に向け、沖縄県が推進する36の基本施策を体系化したものです。

将来像1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

- (1) 自然環境の保全・再生・適正利用
- (2) 持続可能な循環型社会の構築
- (3) 低炭素島しょ社会の実現
- (4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造
- (5) 文化産業の戦略的な創出・育成
- (6) 価値創造のまちづくり
- (7) 人間優先のまちづくり

将来像2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島

- (1) 健康・長寿おきなわの推進
- (2) 子育てセーフティネットの充実
- (3) 健康福祉セーフティネットの充実
- (4) 社会リスクセーフティネットの確立
- (5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
- (6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化
- (7) 共助・共創型地域づくりの推進

将来像3 希望と活力にあふれる豊かな島

- (1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備
- (2) 世界水準の観光リゾート地の形成
- (3) 情報通信関連産業の高度化・多様化
- (4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成
- (5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成
- (6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出
- (7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興
- (8) 地域を支える中小企業等の振興
- (9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成
- (10) 雇用対策と多様な人材の確保
- (11) 離島における定住条件の整備
- (12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開
- (13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進
- (14) 政策金融の活用

将来像4 世界に開かれた交流と共生の島

- (1) 世界との交流ネットワークの形成
- (2) 国際協力・貢献活動の推進

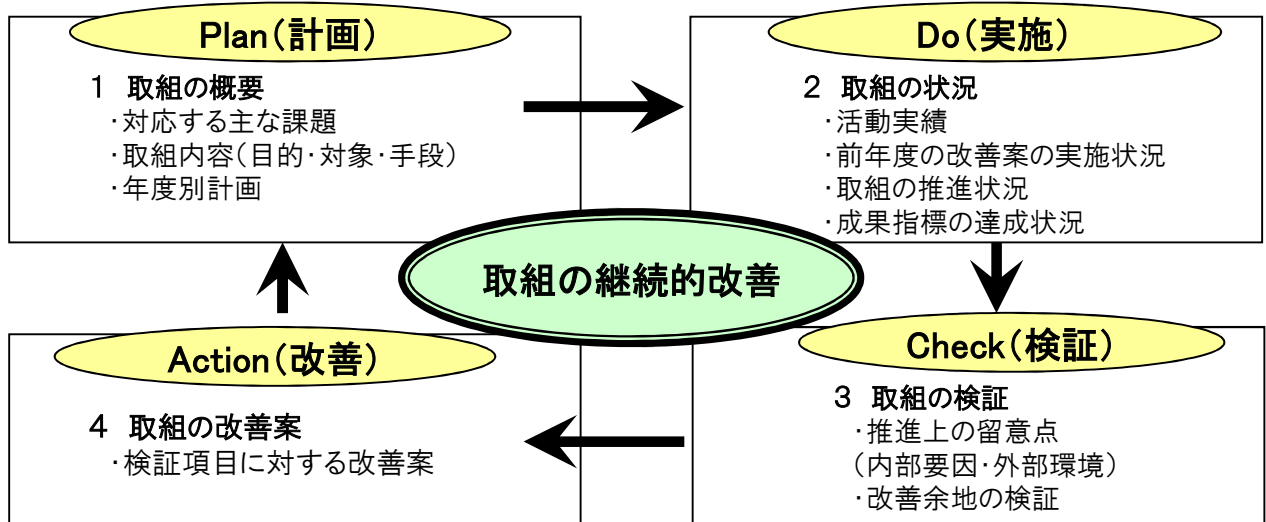
将来像5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

- (1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進
- (2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備
- (3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実
- (4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築
- (5) 産業振興を担う人材の育成
- (6) 地域社会を支える人材の育成

4 沖縄県PDCAの実施

(1) 沖縄県PDCAとは

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」で示した「施策」と「主な取組」を対象に、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ります。



■ Check(検証)の視点 ■

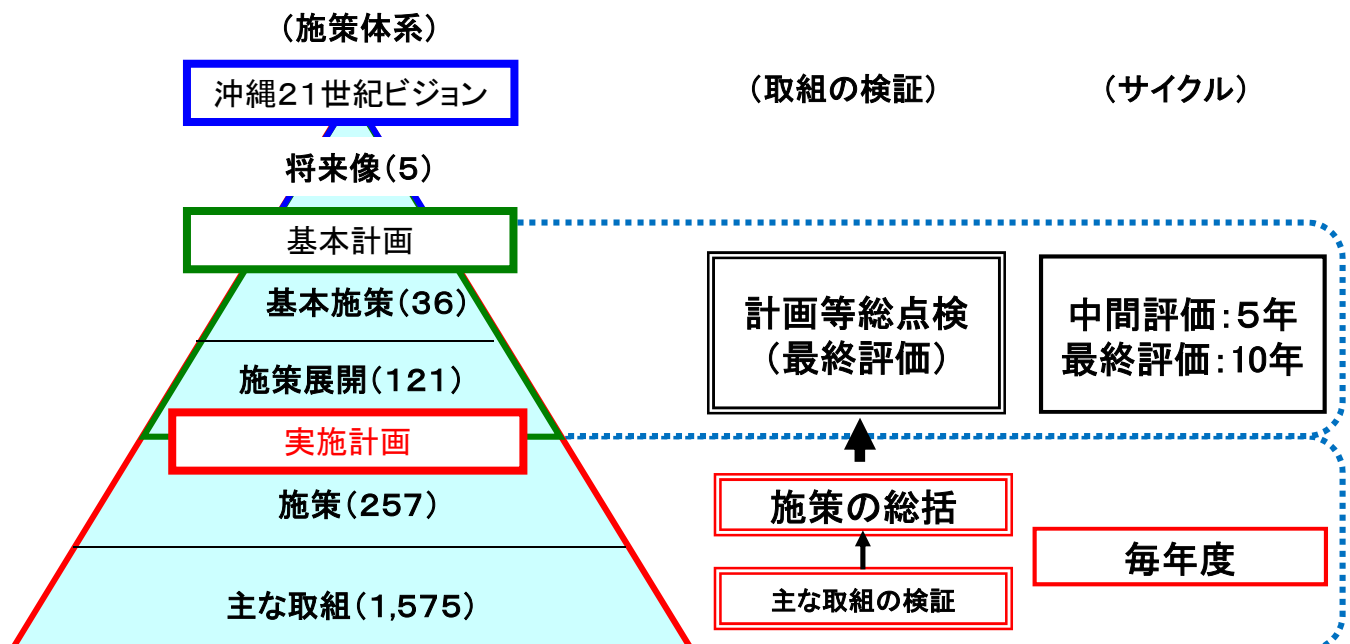
- (1) 主な取組を着実に推進しているか
- (2) 成果指標の達成や主な課題の解決に向かっているか
- (3) 推進上の留意事項や環境変化を把握し、対応を図っているか

(2) 沖縄県PDCAの実施 (対象年度：令和元年度)

令和2年度は、実施計画で示した「施策」と「主な取組」のうち、令和元年度に実施した257の「施策」と1,575の「主な取組」を対象に、推進状況や成果指標の達成状況を取りまとめ、その結果を公表しました。

(補足)「施策」とは、主な取組を課題ごとにまとめたもの

・「主な取組」とは、課題の解決に向けた手段となる、具体的な取組のこと



5 重点テーマ

(1)重点テーマとは

重点テーマとは「各年度の県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプト」です。沖縄21世紀ビジョン基本計画等に掲げた取組を着実に推進するためには、変化する社会経済情勢や県民ニーズを的確に捉え、これらを各年度の施策取組に反映させる必要があります。令和3年度においても、変化する社会経済情勢や県民ニーズを踏まえた重点テーマを設定して、予算編成に反映させ、重点的に取り組むこととしています。

(2)令和3年度 重点テーマ

①安全・安心の島“沖縄”の構築及び県民の生活・雇用・事業の維持「新型コロナウイルス感染症対策と県経済の回復」

「新しい生活様式」を前提にした、ウィズコロナ時代の社会・経済活動の再開と一日も早い県経済の回復を目指すとともに、再び県経済を成長軌道へ導くため、安全・安心の島“沖縄”の構築と県民の生活・雇用・事業の維持を軸に、感染症対策と経済対策を両輪とした様々な施策を展開する。

②新時代沖縄の挑戦「日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市へ」

ウィズコロナからアフターコロナに向けた将来を見通し、「新時代沖縄」の到来に向けて、経済の礎を築く取組を積極的に展開するとともに、沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検の結果や新沖縄発展戦略を踏まえるとともに、SDGsを反映させ、市町村や経済団体、県民から広く意見を伺い、「新時代沖縄」の新たな振興計画の策定に取り組む。

③沖縄らしい優しい社会へ「すべての人が希望を持ち安心して暮らせる社会の実現」

全国と比べて極めて深刻な沖縄の子どもたちの貧困の問題を改善するとともに、子育て環境の充実や沖縄の未来を担う人材の育成を推進する。新しい働き方の推進や雇用者に占める非正規雇用(有期雇用等)の割合の改善等に取り組む。

④人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成「地方創生の推進と誰もが活躍できる社会の実現」

人口減少の克服と魅力ある地域社会の形成に資する地方創生の取組を分野横断的に展開し、活力ある持続可能な社会の実現に向けて取り組むとともに、女性も男性も、高齢者も若者も、家庭で、職場で、地域で、誰もが活躍できる社会の実現に取り組む。

⑤県民一人ひとりに豊かな人生を「健康長寿おきなわの復活と医療提供体制の充実」

健康づくりに関する取組を総合的に展開するとともに、北部・離島地域の医療提供体制の充実や、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療提供体制の整備に取り組む。

⑥美ら島の自然と文化を守る「自然環境の保全・文化振興」

やんばる地域及び西表島をはじめ、豊かな自然環境の保全と共生に取り組むとともに、「しまくとぅば」や首里城復興をはじめ、沖縄文化の保存・普及・継承に取り組む。

⑦平和の発信・継承と世界に広がるウチナーネットワークの形成「平和の発信・継承と世界に開かれた交流」

平和を希求する「沖縄のこころ」を内外に発信し、次世代に継承する取組を強化するとともに、世界に広がるウチナーネットワークの継承・発展を図る。

変化する社会経済情勢や県民ニーズを反映

重点テーマ

県全体として進むべき方向性を明確化・共有化

予算編成へ反映

分野横断的取組の促進

計画の効果的な推進

6 沖縄振興特別措置法の概要

<p>I 総則</p> <p>○目的：沖縄の自主性を尊重しつつ、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活を実現</p> <p>・施策における配慮： 沖縄の特性、基礎条件の改善、環境保全等に配慮</p>	<p>II 沖縄振興計画等</p> <p>○国は沖縄振興基本方針を策定</p> <p>○県は基本方針に基づき、沖縄振興計画(※1)を定めるよう努める</p> <p>○国は沖縄県に対し、振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うよう努める</p>
<p>III 産業の振興のための特別措置(※2)</p> <p>1 観光の振興</p> <p>○観光地形成促進地域 (県知事が地域指定)</p> <p>・資金の確保、公共施設の整備等</p> <p>・海外宣伝及び国際会議の誘致促進等</p> <p>・エコツーリズムの推進</p> <p>・沖縄型特定免税店制度</p> <p>・航空機燃料税の軽減</p> <p>2 情報通信産業の振興</p> <p>・情報通信産業振興地域</p> <p>・情報通信産業特別地区 (◎県知事が地域・地区指定)</p> <p>・資金の確保、公共施設の整備等</p> <p>3 産業高度化・事業革新促進地域</p> <p>○産業高度化・事業革新促進地域 (県知事が地域指定)</p> <p>・資金の確保、公共施設の整備等</p> <p>・農地法等による処分への配慮</p> <p>4 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>○国際物流拠点産業集積地域 (◎県知事が地域指定)</p> <p>・資金の確保、公共施設の整備等</p> <p>○税関等の業務を機動的に行う体制の整備等</p> <p>5 経済金融活性化特別地区</p> <p>◎経済金融活性化特別地区</p> <p>・公共施設の整備等</p> <p>6 農林水産業の振興</p> <p>・資金の確保等</p> <p>○漁業者に対する安全対策の強化</p> <p>7 電気の安定的かつ適正な供給の確保</p> <p>・電気の安定・適正供給のための課税の特例措置</p> <p>8 中小企業の振興</p> <p>・中小企業新事業活動促進法の特例等</p> <p>9 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例</p> <p>・沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務</p>	
<p>IV 雇用促進、人材育成その他職業の安定のための特別措置</p> <p>・沖縄失業者求職手帳の発給等</p> <p>・地域雇用開発促進法の特例</p> <p>○産業人材の育成等</p>	<p>VII 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置</p>
<p>V 文化の振興等</p> <p>・地域文化の振興</p> <p>○良好な景観の形成</p> <p>○自然環境の保全・再生</p> <p>○子育ての支援等</p> <p>・科学技術の振興等</p> <p>・国際協力及び国際交流の推進</p>	<p>VIII 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置</p> <p>・国の負担又は補助の割合の特例</p> <p>○沖縄振興交付金事業計画の作成</p> <p>○沖縄振興交付金の交付</p> <p>○基金の造成目的事業等への交付金の交付</p> <p>・国の直轄事業の特例</p>
<p>VI 沖縄の均衡ある発展のための特別措置</p> <p>・無医地区における医療の確保等</p> <p>・離島の地域における高齢者の福祉の増進</p> <p>・交通の確保等</p> <p>○鉄軌道の整備の調査・検討</p> <p>・離島の小規模校における教育の充実</p> <p>○情報の流通の円滑化・通信体系の充実</p> <p>・離島の旅館業に係る減価償却の特例等</p>	<p>IX 沖縄振興審議会</p> <p>・沖縄振興審議会の設置</p>
<p>X 附則</p> <p>・法律の期間： 平成24年4月1日～平成34年3月31日</p> <p>○不発弾等に関する施策の充実</p> <p>・沖縄の復帰に伴う特別措置法の一部改正</p> <p>○行政改革推進法の一部改正</p> <p>・その他必要な経過措置等の規定</p>	

(※1) 沖縄21世紀ビジョン基本計画
(※2) 詳細は次ページを参照

注：◎は平成26年度からの新規措置
○は平成24年度からの新規措置

7 沖縄振興特別措置法に基づく地域制度の概要

	産業高度化・事業革新促進地域		情報通信産業振興地域		国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地区
	産業高度化・事業革新促進計画 (沖縄県知事策定)	情報通信産業振興計画 (沖縄県知事策定)	情報通信産業振興計画 (沖縄県知事策定)	情報通信産業特別地区		
地域指定方法	観光地形成促進計画 (沖縄県知事策定)	産業高度化・事業革新促進計画 (沖縄県知事策定)	情報通信産業振興計画 (沖縄県知事策定)	情報通信産業特別地区	国際物流拠点産業集積計画 (沖縄県知事策定)	内閣総理大臣が沖縄県知事の申請に基づき、一を限り指定
対象地域	県内全域 (41市町村)	県内全域 (41市町村)	県内24市町村	県内3地区 (名護・宜野座、那覇・浦添、うるま)	県内5市1地区 (那覇・浦添、豊見城、宜野湾、糸満、うるま・沖縄地区)	1地区 (名護市)
指定状況	H24.7.31指定	H24.4.1指定	H26.6.18指定	H26.6.18指定	H26.6.18指定	H26.4.10指定
対象業種・施設	スポーツ・レクリエーション施設、教育文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設に附属する休養施設(温泉保養施設等に限る)及び集会施設	製造業等及び産業高度化・事業革新促進事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所、特定の電気業、計量証明業等	①情報通信産業 情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業 ※①には右記の特定情報通信事業を含む ②情報通信技術利用事業 小売業・製造業等のコールセンター、ビジネス・プロセッサ・ソフトウェア(BPO)	特定情報通信事業 左記①のうち、情報通信産業の集積を特に促進する事業 データセンター、インターネット・イクスチェンジ、インターネット・サーバー、クラウドサービス、サーバー・ホスティング、ネットワーク機器相互接続検査事業	国際物流拠点産業 製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、不動産賃貸業(一定規模の賃貸倉庫)、航空機整備業 特定国際物流拠点事業 製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	特定経済金融活性化産業 沖縄県知事が策定する経済金融活性化計画に定め、内閣総理大臣が認定する産業 ・金融関連産業 ・情報通信関連産業 ・観光関連産業 ・農業・水産養殖業 ・製造業、経営コンサルティング
税制措置	(1)投資税額控除 ・建物等8%、機械等15% ※取得価額1,000万円超が対象 (2)事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所得税の減免	※(1)(2)は選択制 (1)投資税額控除 ・建物等8%、機械等15% (2)特別償却 ・建物等20%、機械等34% ※(1)(2)について、建物等は取得価額1,000万円超、機械等は100万円超が対象 (3)事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所得税の減免	※(1)(2)は選択制 (1)投資税額控除 ・建物等8%、機械等15% ※建物等は取得価額1,000万円超、機械等は100万円超が対象 (2)事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所得税の減免	※(1)(2)(3)は選択制 (1)投資税額控除 ・建物等8%、機械等15% (2)特別償却 ・建物等25%、機械等50% ※(1)(2)について、建物等は取得価額1,000万円超、機械等は100万円超が対象 (3)所得控除 ・最大40%、10年間 控除金額=所得金額×40%×特区内従業員数割合 (4)エンジェル税制 ※知事が認定する所得控除対象法人への出資を対象に、①寄付金控除、②他の株式等譲渡益からの控除、③損失の3年繰越控除(①と②は選択性) (5)事業税、不動産取得税、固定資産税の免除	※(1)(2)(3)は選択制 (1)投資税額控除 ・建物等8%、機械等15% (2)特別償却 ・建物等25%、機械等50% ※(1)(2)について、建物等は取得価額1,000万円超、機械等は100万円超が対象 (3)所得控除 ・最大40%、10年間 控除金額=所得金額×40%×特区内従業員数割合 (4)エンジェル税制 ※知事が認定する所得控除対象法人への出資を対象に、①寄付金控除、②他の株式等譲渡益からの控除、③損失の3年繰越控除(①と②は選択性) (5)事業税、不動産取得税、固定資産税の免除	※(1)(2)(3)は選択制 (1)投資税額控除 ・建物等8%、機械等15% (2)特別償却 ・建物等25%、機械等50% ※(1)(2)について、建物等は取得価額1,000万円超、機械等は100万円超が対象 (3)所得控除 ・最大40%、10年間 控除金額=所得金額×40%×特区内従業員数割合 (4)エンジェル税制 ※知事が認定する所得控除対象法人への出資を対象に、①寄付金控除、②他の株式等譲渡益からの控除、③損失の3年繰越控除(①と②は選択性) (5)事業税、不動産取得税、固定資産税の免除



1 沖縄らしいSDGsの基本理念

「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」

2 基本的な方向

本方針は、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる将来像の実現に向け、沖縄らしいSDGsを推進することとし、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の「基本施策」を推進方針の「基本施策」として位置づけるとともに、新たな課題への対応など、SDGsに関する施策を充実させます。

2022年から始まる新たな振興計画においては、SDGsの理念や施策等を盛り込むとともに、新たな振興計画を踏まえ、推進方針を新たに策定します。

各分野別計画等の推進においては、推進方針を踏まえるとともに、計画策定又は改訂等の際には、原則として、SDGsの要素を最大限反映することとします。

3 SDGs推進における視点

本県のSDGsの推進にあたっては、統合的な視点とバックキャストिंगの視点から、関係部局の密な連携により、施策を展開する必要があります。

また、自らの取組に加え、県民、企業、各種団体など、多様なステークホルダーの主体的な取組を促進し、これらの連携しながら、県民参加型のSDGsを推進することが重要です。

4 推進体制と方策

1) 沖縄県SDGs推進本部の設置

SDGs推進にあたり、知事を本部長とし、各部局長で構成する「沖縄県SDGs推進本部」を設置し、全庁的にSDGsを推進します。

同推進本部の下、関係部局の連携を促進し、統合的なSDGsの推進を目指します。

2) 国との連携

国の「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」では、各種計画等にSDGsの観点を取り入れ、必要に応じた関係制度改革の検討や適切な財源確保に努めるとしています。

SDGs推進にあたっては、これらの各種制度を活用する等、国と連携しながら効果的に施策を推進します。

3) 市町村との連携

SDGsの全県的な展開においては、市町村との連携が必須であり、県の取組や県内外の動向などの情報共有や連携した取組等を促進します。

4) ステークホルダーとの連携

沖縄県はSDGs推進の旗振り役として、自ら率先してSDGsを推進しながら、県民、企業、各種団体等との連携を促進していきます。

SDGsの推進を全県的に展開するため、多様なステークホルダーの交流等を促進し、連携しながらSDGsを推進する体制を構築します。

5) SDGs推進のためのプラットフォーム

沖縄県SDGs推進本部の下に、作業部会(仮称)やアドバイザリーボード(仮称)を設置。沖縄SDGsステークホルダープラットフォーム(仮称)と連携し、全県的なSDGsを推進します。

6) SDGsの普及啓発

SDGsの普及啓発に取り組むとともに、県職員のSDGsに対する理解を深める取組や市町村に向けた取組を推進します。

SDGsとの関連性が高いイベント等におけるSDGsの情報発信や刊行物、パンフレット等におけるSDGsのロゴや関連するアイコンを積極的な活用により、普及啓発に繋がります。

県が自ら実施する普及啓発に加え、SDGsに取り組む企業や団体等とのパートナーシップによる普及啓発を推進します。



	目標 1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標 2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標 3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標 4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標 5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	目標 6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標 7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
	目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標12【持続可能な生産と消費】 持続可能な消費生産形態を確保する。
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(外務省HPより)